

一般社団法人自然資源保全協会
令和3年度事業計画書

はじめに

当協会は、平成5年に任意団体として創設、翌6年に公益法人化、25年には公益法人改革に伴い一般社団法人となった。この間、地球環境問題に対する内外の関心は益々高まり、その解決に向けて様々な国際的枠組みが形成されてきた。また、その取り組みも地球温暖化防止や生物多様性の保全など多岐にわたって広がり、それらの議論は野生生物を巡る問題にも影響を与えている。しかしながら、野生生物資源の持続可能な利用を巡る議論が環境問題として取上げられる際には、クジラやサメに代表されるように、相変わらず科学的事実に基づかない議論や政治的な駆け引きの道具に利用されている傾向が強い。さらに、昨年来の新型コロナウイルス蔓延を受け、食料としての野生生物の利用に対し否定的な意見も散見される状況にある。このため、科学的な根拠に基づく自然資源の保全と持続可能な利用を理念に掲げる当協会の活動に寄せる会員、関係者の期待は大きい。当協会としては、その期待に応えるべく、より効率的な事業遂行を通じて、当面する環境問題に全力をあげて取り組むこととする。当協会は、各種国際会議への参加等を通じて海外での認知は進んでいるところである。コロナ禍の下、国際情勢は極めて不透明な状況にあるが、今後さらに、国内外において様々なセクターとの連携を強化していくこととし、同時に広く会員の拡大を図る必要がある。これらを踏まえ、具体的事業として次の活動を行う。

I. 広報普及活動

(1) 講演会・会議等の開催

令和3年度は、ワシントン条約（CITES）関連会合として、第31回動物委員会（AC31）及び第73回常設委員会（SC73）が開催され、引き続き、サメ類、ウナギ、宝石サンゴ等を始めとする水棲生物についての議論が行われることとなっている。昨年は新型コロナウイルス蔓延の影響で両委員会とも開催されなかったため、本年は来年の第19回締約国会議（CoP19）に向けた議論が加速化されることとなる。また、宝石サンゴやサメ類については閉会期間中の作業部会の活動も予定されている。なお、来年コスタリカで予定されるCoP19は、早ければ年度内の3月にも開催される可能性がある。さらに、我が国は一昨年からは商業捕鯨を再開したところであるが、延期された国際捕鯨委員会（IWC）総会も9月に予定されており、この面からも内外の関心が高まることも想定し、生物

資源の持続可能な利用に関する様々な議論の動向を注視しながら情報収集活動と、会員に向けての広報普及活動を推進する。

以上の状況を踏まえ、当協会の具体的な活動として、

- ① 令和3年第2四半期に予定される CITES/AC31 及び第3四半期予定される CITES/SC73 では、一昨年（令和2年）の第18回締約国会議における決定等を踏まえ、水棲生物としてサメ類、ウナギ、宝石サンゴ等の議論が予定される所、関係団体と協力して会議に対応するとともに、各締約国政府や巨大な環境団体の動向についての情報を的確に収集し、会議結果を踏まえた今後の対応についての意見交換等を通じて、会員団体や関係者との連携を強化する。
- ② 令和4年に開催される CITES/CoP19 に向け、新たな水棲生物の附属書提案の動きに関する情報を収集し、CoP19 が年度内に開催される場合には、関係団体とも協力しつつ、各締約国政府や巨大な環境保護団体の動向についての情報を的確に把握し、会員団体や関係者との連携を強化する。
- ③ 令和3年9月25日からスロベニアのポルトロズで予定される IWC 第68回総会（IWC68）は、我が国の IWC からの脱退、商業捕鯨再開後初めての総会であり、今後の IWC における議論を占う上でも重要な会議となると考えられることから、引き続き、各締約国政府や環境保護団体の動向についての情報を的確に収集する。
- ④ 以上のような活動を通じて得られた情報を踏まえ、生物資源の持続可能な利用を推進する講演会や意見交換会を必要に応じて国内各地で開催する。また、生産流通業界等や消費者に対しても、持続可能な利用が危惧されるような自然資源等について、これらの情報の早期伝達、資源の動向についての正しい情報提供を行う。

（2）会報等の発行

会報としてニュースレターを発行する。これは、当協会の活動状況や内外の環境関係の最新情報を、適宜ニュースレターの形でまとめたもので、会員や関係者に配付する。今年度は3回程度の発行を予定する。

また、新しいGGTウェブサイト (<http://www.ggt.or.jp>) を通じて、最新の情報を会員に対してお知らせするとともに、不特定多数の一般大衆に対しても、当協会の考え方を広く周知していく。

（3）パンフレット、資料等の作成配付

国内外における議論を踏まえ、必要に応じて、自然資源の保護と持続可能な利用に関する普及宣伝用パンフレット、資料等を作成する。また、環境問題を

取り扱った諸外国の報道、情報等の収集を行う。自然資源の管理、持続的利用の重要性を分かりやすく解説した資料を作成する。

II. 資源情報調査活動

(1) 委託事業、補助事業の実施

- ① 令和3年度は、国の委託事業として漁場環境改善推進事業のうち海洋生態系保全国際動向調査事業に引き続き取り組む。本事業の内容は次の通りである。
 - ・ 海洋保護区の設定等、生態系に配慮した資源管理の取り組みについて、その評価、発信方法について検討と、国内外の優良事例を選定し、その有効性や管理実態等について情報収集及び分析を行う。また、海洋保護区以外の効果的な地域をベースとする手段(OECM)の候補となる海域について、国際社会における議論や我が国の現状について確認し、今後の議論において基礎となる考え方を整理する。
 - ・ 我が国の水産業にとって重要なウナギやナマコ、サメ等について、CITES等の環境関連条約、国際機関における国際会議の動向、国際会議での提案の背景、妥当性について詳細に調査分析し、それらが我が国の漁業活動へ与える影響等を評価する。
 - ・ ウミガメの定置網での混獲削減のための改良網の効果に関する情報を収集するとともに、その普及に努める。
 - ・ 上記業務を進めるにあたり、知識や経験が豊富な水産業界、研究機関、大学等の関係者からなる検討会を必要に応じて設置し、対策を議論する。
- ② 国の補助事業である国際資源の管理体制構築促進事業のうち国際漁業戦略的連携促進事業に継続して取り組む。

本事業は、米国、EUなどの主要国のIUU漁業対策を含む漁業政策、主要国が各地域漁業管理機関(RFMO)において或いは関係国に対して実施しようとする措置の動向、それらに影響を及ぼす国際NGOや漁業団体の動向などについて把握するための情報収集・分析、及び漁業関係者への情報提供を行うものである。また、国際会議などにおける各国漁業者やNGO等への働きかけ及び情報発信についても併せて取り組む。
- ③ 民間からの受託事業としての象牙原材料確保調査において、アフリカの象牙資源量調査を実施する。
- ④ 同じく民間委託事業として、宝石珊瑚保護育成協議会よりワシントン条約対策事業の委託を受け、CITES/AC31、SC73やCoP19での議論に備え資源情報調査活動等を行う。

(2) 情報の収集

自然資源の保護と利用に関する国際的な最新の動き、関連NGOの活動内容等を関係者に提供するために、日常的な情報収集に加え、国内の関係団体と協力しながら、積極的に情報交換を行う。また、国際場裡において当協会と目的を同じくする海外のNGOや個人と連携して、最新情報の収集に努める。そうした情報のうち、とくに重要なものについては、翻訳するなどして関係者に配布する。

令和3年度の国の補助事業を活用して海外コンサルタント3者と契約し、米国や欧州を中心とする国際漁業に関する情報収集に加え、東アジア及びアフリカ諸国の動向についても情報収集を行う

III. 国際会議等への参加および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加

今年度開催される各種国際環境関係会議に当協会役職員等を必要に応じて派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。具体的に想定する国際会議は次の通り（CITES/CoP19が年度内に開催される場合にはこれにも参加する。）。

- ・ CITES 第31回動物委員会（スイス・ジュネーブ） 令和3年第2四半期
- ・ CITES 第73回常設委員会（スイス・ジュネーブ） 令和3年第3四半期
- ・ IWC 第68回総会（スロベニア・ポルトロズ） 令和3年9月

(2) 海外NGOとの協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い途上国での持続可能な利用の推進、自然環境保護などの活動に積極的に協力する。また、人的交流の促進を含め、コミュニケーションの拡大を図る。

具体的には、自然資源の保全と持続可能な利用に取り組んでいる海外のNGOの代表が来日する機会を捉え意見交換を行う。また、立場を同じくする海外のNGOとの協力関係を強化するとともに、双方の事業活動の調整を行う。特に、EBCD（ベルギー）、IWMC（スイス・米国）を始めとする利用派NGOや海外コンサルタントとの連携を強化する。

IV. 会員募集活動

より多くの会員を獲得するため、当協会の目的や活動内容について多くの人達に理解されるよう、内外のあらゆる活動を通じた不断の努力を継続する。

収支予算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

一般社団法人 自然資源保全協会

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	①	②	① - ②
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費 収入	18,950,000	19,300,000	▲ 350,000
(一般会費)	8,300,000	8,700,000	▲ 400,000
法人会費	7,600,000	7,900,000	▲ 300,000
個人会費	700,000	800,000	▲ 100,000
(賛助会費)	10,650,000	10,600,000	50,000
賛助特別会費	10,000,000	10,000,000	0
賛助法人会費	250,000	200,000	50,000
賛助個人会費	400,000	400,000	0
②事業 収入	23,402,000	22,877,000	525,000
海洋生態系保全国際動向調査事業	15,902,000	15,377,000	525,000
IWMC(国際野生生物管理連盟)情報調査事業	500,000	500,000	0
象牙原材料確保調査事業	3,000,000	3,000,000	0
宝石珊瑚ワシントン条約対策事業	4,000,000	4,000,000	0
③補助金等 収入	20,423,000	20,423,000	0
国際漁業戦略的連携促進事業	20,423,000	20,423,000	0
経常収益・計	62,775,000	62,600,000	175,000
(2) 経常費用			
(事業費)	43,975,000	43,600,000	375,000
①役員報酬	1,500,000	2,000,000	▲ 500,000
②職員給与	7,654,000	7,695,000	▲ 41,000
③賃金	1,500,000	700,000	800,000
④旅費交通費	5,013,000	4,691,000	322,000
⑤会議費	713,000	713,000	0
⑥印刷製本費	527,500	687,500	▲ 160,000
⑦書籍購入費	50,000	10,000	40,000
⑧通信運搬費	285,510	237,090	48,420
⑨租税公課	1,740,090	1,149,500	590,590
⑩管理費	60,000	10,000	50,000
⑪調査費	24,931,900	25,706,910	▲ 775,010

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	①	②	① - ②
(管 理 費)	18,400,000	18,500,000	▲ 100,000
①役員報酬	4,500,000	7,000,000	▲ 2,500,000
②職員給与	2,900,000	1,200,000	1,700,000
③法定福利費	2,200,000	2,200,000	0
④福利厚生費	300,000	320,000	▲ 20,000
⑤交 際 費	30,000	30,000	0
⑥会 議 費	80,000	80,000	0
⑦旅費交通費	800,000	800,000	0
⑧通信運搬費	250,000	250,000	0
⑨消耗品費	200,000	200,000	0
⑩水道光熱費	200,000	200,000	0
⑪新聞図書費	200,000	200,000	0
⑫広報活動費	30,000	30,000	0
⑬諸 会 費	630,000	630,000	0
⑭支払手数料	900,000	900,000	0
⑮事務所家賃	4,120,000	3,900,000	220,000
⑯租税公課	1,000,000	500,000	500,000
⑰減価償却費	30,000	30,000	0
⑱雑 費	30,000	30,000	0
経常費用・計	62,375,000	62,100,000	275,000
当期・経常増減額	400,000	500,000	▲ 100,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外 収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	400,000	2,200,000	▲ 1,800,000
①退職金給付引当金	200,000	2,000,000	▲ 1,800,000
②予備費	200,000	200,000	0
当期・経常外 増減額	▲ 400,000	▲ 2,200,000	1,800,000
当期・一般正味財産 増減額	0	▲ 1,700,000	1,700,000

(注) 借入金・限度額…200,000円